

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2016年5月16日(月)発行

No.184

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

民商の総会に向け、全ての支部が総会を開催

西支部が支部総会を開催

名古屋北部民商は五月二十九日(日)に第五回定期総会を開催します。定期総会の成功に向け全ての支部が総会を開催し、代議員の選出と常任理事、理事の推薦などを行います。

支部総会の先陣を切ったのは西支部です。五月九日(月)午後七時から、うどんの「清平」で支部総会を開き八名が参加しました。

岩田支部長から「今日は足元の悪いなか、ありがとうございます。西支部は昨年、カラオケ交流会や忘年



会などで会員同士の交流を

してきましたが、もっと多くの方に参加してもらえよう、がんばっていきましよう」とあいさつ。

食事をしながら、商売のことや原発問題など様々な話題で盛り上がりました。

その場で、全員が民商総会への代議員として参加することを確認し、常任理事には新しい会員を推薦することが決まりました。

定期総会に向け

民商を大きくしよう

第五回定期総会を前総会を上回る会員、読者で迎えようと役員を先頭に奮闘が続いています。

知り合いの業者に商工新聞を勧めて下さい。また、事務所にお越しの際、民商を知らせるチラシをお渡しします。配布にご協力下さい。

中小企業法務プラス！ワンポイント

売掛金回収 ～ 相手が払ってくれない！ ①～

商売をしていると、取引の相手が約束どおりに売掛金を払ってくれないことが間々あると思います。そんなときのための心構えを覚えておきましょう。

「払ってくれない」と一言と言っても、いろんなパターンがあります。

①理由をつけて払わない場合、②お金がなくて払えない場合、③倒産してしまった場合、などです。今回は第1の、理由をつけて払わない、というケースについて考えてみます。

この場合には、まず相手の言い分を確かめて（できれば書面をもら）、その言い分が正当かどうかを見極めなければなりません。よくあるのが、商品が契約と違っていたとか、工事に欠陥・不備があるとか、でしょうか。単なるいいがかりの類の場合には無視すれば良いのですが、一応は筋の通った主張をしている場合には、それが法的に正しいものかどうかを判断する必要があります。

次に、仮に相手の言い分に一理あるとしても、根拠資料（証拠）も何もなく主張されても鵜呑みにする必要はありません。証拠もなく、欠陥があるとか不備があるとか言うてくるケースをよく見かけますが、それが本当かどうか証拠に基づいて明らかとなるのが大切です。このときにも、どのような根拠資料があるのかについて書面でもらうことが大切です。

資料もあって、相手の言い分が正しい場合には、ある程度減額に応じざるを得ない場合もありますので、そのときは粘り強く交渉をして、妥当な金額を導きだすことになるでしょう。そんな折には、弁護士が関与することで妥当な金額に落ち着けることが可能です。

それでも合意できなかった場合には、調停あるいは訴訟という裁判所での手続を利用することになりますが、これについては次号で詳しく触れます。

いずれの場面でも、ひょっとしたら訴訟になるかもしれない、と考えながら、証拠を残しておくことが大切です。

2016年5月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!